様式第４号（第 21 条関係）

（表　面）

第　　号

年　月　日発行

身　分　証　明　書

写

真

官職及び氏名

年　月　日生



上記の者は、公害健康被害の補償等に関する法律第 141 条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

環境大臣　　㊞

（裏　面）

公害健康被害の補償等に関する法律抜粋

(ばい煙発生施設等設置者等に対する報告の徴収等)

第 141 条　環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等設置者若しくは特定施設等設置者の工場若しくは事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

２　第 139 条第２項の規定は前項の規定による検査について、同条第３項の規定は前項の規定による権限について準用する。

第 147 条　第 141 条第１項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10 万円以下の罰金に処する。

第 149 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 146 条第１号若しくは第３号又は第 147 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列６番とし、中央点線の所から二つ折とすること。